

農地等賣渡權利書

賣渡

賣渡

神崎郡 豊福荘 村大字 金堂		神崎郡 豊福荘 村大字 金堂		土地の表示	賣渡相手方 滋賀縣神崎郡 豊福荘村大字 金堂 六百四歩 香地
字 平 水 第參卷有茶番地		字 平 水 第參卷有茶番地			
田 五畝拾五歩		田 五畝拾五歩		外内書	外村茂一郎
畑 參歩		畑 參歩			
登記簿 1112 號	登記簿 1112 號	番 順 記	番 順 記	摘	要
昭和三十八年	昭和三十八年				



賣渡通知書(副本)
 滋賀(神) No. 170 昭和三十一年六月廿日發行
 住所 滋賀縣神崎郡 豊福荘村大字 金堂 640 番地
 氏名(又は名稱) 外村茂一郎 滋賀縣知事
 自作農創設特別措置法第十六條(第二十九條第二項において準用する場合を含む)の規定による賣渡を下記に依り行ふ。

賣渡土地及び物件の所在	滋賀縣神崎郡		
賣渡土地及び物件の表示	別 添 の 通 り		
賣渡の時期	昭和三十一年六月廿日		
對 價 及 び そ の 支 拂 方 法	合 計	417.56	圓
	一 時 拂	417.56	圓
支 拂 方 法	年 賦 拂		
對 價 の 支 拂	一 時 拂	納入通知書 送附通知書 なければならぬ	
時 期 及 び 償 還 期 間	年 賦 拂	年賦償還金及び年賦償還の條件は農地年賦償還法 支拂契約で定めるところによる。	
償 還 期 間	償 還 期 間	日 年 月 日	日 年 月 日

滋賀縣農地委員會議昭和三十一年九月十日 第五日承認分

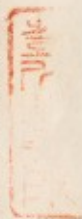
◎ 注 意 欄

(一) この贈本は再交付をせない。
 (二) この贈本に記載されてある土地等を他人へ所有権、賃借権、地上権、その他の権利の設定又は移轉は命令の定めにより知事の許可又は市町村農地委員會の承認を受けなければ無効となる。
 (三) 總て不明のことがある場合は農地委員會に尋ね合法的に處置することとする。

南五福荘村 農地委員會

受附年月日 昭和八年五月八日
 及番號第 五百參拾六號

登記簿



土地の表示			内外
神崎郡 字 第 村大字 番地	神崎郡 字 第 村大字 番地	神崎郡 字 第 村大字 番地	書
歩	歩	歩	番順 號位記
登記部 番 間位甲區	登記部 番 間位甲區	登記部 番 間位甲區	摘 要



御清書	昭和參拾年八月廿九日
廣陽署	是日入花
新有按移廳	三人 向山
神崎郡五個莊	大寺
八三四番	隆
以	
記	
廣	

千日橋入奉
 白子出於奉
 外郎出奉
 月所 日奉内
 一畑 奉
 白